

令和5年度 石狩市教育委員会会議（8月定例会）会議録

令和5年8月29日（火）

開会 13時30分

市役所本庁舎 第2委員会室

○委員の出欠状況

委員氏名	出席	欠席	備考
教育長 佐々木隆哉	○		
委員 松尾拓也	○		教育長職務代理
委員 根本壽夫	○		
委員 坪田清美	○		
委員 鈴木里美	○		

○会議出席者

役職名	氏名
生涯学習部長	蛭谷学俊
生涯学習部次長（教育指導担当）	高橋真
総務企画課長	東薫
学校教育課長	森本栄樹
教育支援課長	鈴木昌裕
市民図書館副館長	岩城千恵
社会教育課長（兼公民館長）	斉藤晶
給食センター長	高石康弘
文化財課長	小島工
浜益生涯学習課長	開発克久
総務企画課主幹	笠井剛
総務企画課総務企画担当主査	鎌田晶彦
総務企画課総務企画担当主任	波京平

○傍聴者 0名

議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 議案審議

議案第1号 令和6年度に使用する小学校用教科用図書の採択について

議案第2号 令和6年度に使用する中学校用教科用図書の採択について

議案第3号 令和6年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について

日程第3 教育長報告

日程第4 協議事項

① 令和5年度教育委員会の点検・評価について（令和4年度実施分）

② 令和5年度就学援助費受給否認処分について再審査を求める審査請求について【争点整理と裁決方針】

日程第5 報告事項

① 石狩市公民館樽川分館の廃止に係るパブリックコメントの実施について

日程第5 その他

日程第6 次回定例会の開催日程

開会宣告

（佐々木教育長）

ただいまから令和5年度教育委員会会議8月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名

（佐々木教育長）

日程第1会議録署名委員の指名ですが、これは松尾委員にお願いをします。

日程第2 議案審議

(佐々木教育長)

日程第2議案審議を議題とします。議案第1号「令和6年度に使用する小学校用教科用図書の採択について」、事務局より提案説明をお願いします。

(森本課長)

それでは議案の1頁をご覧ください。市内の小学校用の教科用図書の採択でございます。市内の小中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書につきましては義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条の規定により、4年間毎年度教科ごとに同一の教科用図書を採択することとなっております。議案第1号は令和2年度から使用されている小学校用教科用図書で、今年度が4年間の最終年となります。このため本市を含む7市町村で構成する第一地区教科用図書採択教育委員会協議会におきまして、来年度以降に使用する教科用図書を選定し、市教委で採択をいただくところであります。

この第一地区教科用図書採択教育委員会協議会におきましては、5月、6月、8月に3回の協議会が開催されており、また、8月2日に委員の研修会も開催しており、計4回の検討協議が行われております。この協議会におきましては教科用図書の選定にあたり、学校関係者、学識経験者及び保護者で構成された調査研究委員会を設置しております。この調査研究委員会では学習指導要領の目標や、内容に基づいているか、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた学習内容の取扱い、地域の実態や学年の発達段階などに応じて系統的、発展的に組織されているかなどの観点により報告書を取りまとめており、協議会では、調査研究会の報告書や各市町村で開催した教科用図書の展示会での市民意見を参考にしながら協議を行い、今回議案にお示しした教科用図書が選定されてございます。

各教科で選定した発行者につきましては、議案第1号に明記しておりますが、国語は3者の中から光村図書出版株式会社、書写は3者の中から光村図書出版株式会社、社会は3者の中から教育出版株式会社、地図は2者の中から株式会社帝国書院、算数は6者の中から東京書籍株式会社、理科は5者の中から教育出版株式会社、生活は6者の中から教育出版株式会社、音楽は2者の中から教育出版株式会社、図画工作は2者の中から日本文教出版株式会社、家庭は2者の中から東京書籍株式会社、保健は6者の中から東京書籍株式会社、外国語は6者の中から教育出版株式会社、道徳は6者の中から光村図書出版株式会社がそれぞれ選定されております。なお、選定理由につきましては、参考として配布した資料にまとめてございますので、ご覧いただければと思います。なお、今回選定された発行者につきましては、全ての種目、科目におきまして、現在使用している発行

者と同一であり、発行者が変わるものはありませんでした。なお、この採択結果につきましては9月1日から市役所におきまして、選定教科書名及び選定理由などの会議録、調査研究報告書を公表することとしてございます。また、参考資料といたしまして、調査研究委員会の教科ごとの構成と定員と令和6年度使用小学校教科書見本一覧にどの教科にどの発行者の教科書が選定されているのか分かる資料を添付してございます。併せてこちらの方も確認いただきたいと存じます。よろしくご審議賜りたいと存じます。

(佐々木教育長)

ただいま、提案説明のありました議案第1号につきまして、ご意見、ご質問等あればお願いいたします。

(松尾委員)

各教科の選定状況について説明をいただいたところですが、結果としては前回と同じ出版社を全て選出されたということですが、これまでに教科書の会社が変わったという例はあるのでしょうか。

(森本課長)

今回は国語、書写、算数、生活の4科目の発行者が変わっております。

(佐々木教育長)

補足しますと、教科用図書採択教育委員会協議会の中で、前回と同じ教科書にしなければならぬのではないかというような議論はされていません。結果的に今回は同じになっているとご理解いただければと思います。

(松尾委員)

よくわかりました。ありがとうございます。

(佐々木教育長)

他にご意見、ご質問はありましたら、お願いいたします。

【意見・質問なし】

(佐々木教育長)

ないようでございますので、議案第1号については原案どおり可決ということではよろしいでしょうか。

【異議なし】

（佐々木教育長）

ご異議なしと認め、議案第1号について、原案どおり可決しました。

次に議案第2号「令和6年度に使用する中学校用教科用図書の採択について」、事務局より提案説明をお願いします。

（森本課長）

次に2頁議案第2号をご覧いただきたいと存じます。議案第1号の小学校と同様に、中学校義務教育学校後期の教科用図書につきましても4年間同一の教科用図書を採択することとされてございます。中学校おきましては小学校と採択が1年違い令和3年度から現在の教科書を使用しておりますので、来年度まで同じ教科書を使うこととなっております。今年度と同様の教科用図書を使用することとして議案をお示ししておりますので、よろしくご審議の程お願いします。

（佐々木教育長）

教科書の採択につきましては、4年間同じものを採択するということが法律で決められているので、途中で発行者が倒産するなど特別な事情がないかぎり変更はないという仕組みになっております。

ただいま、提案説明のありました議案第2号につきまして、ご意見、ご質問等あればお願いいたします。

（坪田委員）

私が中学校に通っていたときには、技術科、家庭科の授業は男女に分かれていた記憶がありますが、今も変わらないのでしょうか。

（蛭谷部長）

技術科分野、家庭科分野で教科書は分かれておりますけれども、現在は男女ともに同じ授業を受けています。

（佐々木教育長）

他にご意見、ご質問はありましたら、お願いいたします。

【意見・質問なし】

(佐々木教育長)

ないようでございますので、議案第2号については原案どおり可決ということによろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長)

ご異議なしと認め、議案第2号について、原案どおり可決しました。

次に議案第3号「令和6年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について」、事務局より提案説明をお願いします。

(森本課長)

議案第3号について、私から説明いたします。学校教育法附則第9条に規定する教科用図書につきましては、いわゆる特別支援学級において使用する教科用図書でございます。教科用図書につきましては学校教育法第34条第1項の規定により、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないと規定されております。

しかし、特別支援学級の児童生徒は、学校教育法附則第9条により、他の教科用図書を使うことができるとされており、第一地区教科用図書採択教育委員会協議会で選定されました議案第3号に掲げる教科用図書を採択いただきたいと思います。

資料の3頁をご覧ください、1番の小学校用及び中学校用教科用図書として採択した文部科学省検定済教科書の下学年用及び同一内容の拡大教科書をつかうことができると、次に2番の文部科学省著作教科書というものでございまして、いわゆる、知的障がい者児童生徒に使える教科書ということで、星は多くなるほど教科書の難易度が上がっていくというものになっております。最後の3番目、同じく一般図書ですが、こちら一般図書を教科用図書として使用することができるというものでございます。この一般図書につきましては北海道教育委員会が策定した令和6年度使用小・中学校部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級、教科用図書採択参考資料がございまして、こちらに掲載された中から採択するものとなっております。昨年の採択参考資料に掲載された339点の図書から17刊が廃刊になってございまして、今回新たに9点の図書を加えまして、合計が331点、こちらが北海道教育委員会の採択参考資料に掲載されてございます。なお、新たに追加された9点の図書につきましては、お配りした資料の62頁以降の索引の図書名の先頭に黒い星印を付けてございますので、確認

いただきたいと思います。なお、この9点の図書についても第一地区教科用図書採択教育委員会協議会におきまして協議を行って使用するということが承認されていることも併せて報告させていただきたいと思います。よろしくご審議を賜りたいと存じます。

(佐々木教育長)

ただいま、提案説明のありました議案第3号につきまして、ご意見、ご質問等あればお願いいたします。

【意見・質問なし】

(佐々木教育長)

ないようでございますので、議案第3号については原案どおり可決ということではよろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長)

ご異議なしと認め、議案第3号について、原案どおり可決しました。

日程第3 教育長報告

(佐々木教育長)

次に日程第3教育長報告を議題とします。8月定例会での教育長報告につきましては、お配りしております資料をご覧くださいまして、報告に代えさせていただきます。ご質問等ございませんか。

(根本委員)

8月3日の令和5年度石狩管内教育講演会は、どのような内容だったのかお聞かせいただけますか。

(佐々木教育長)

講演者は戦場カメラマンの渡部陽一さんでした。ご自身がなぜ戦場カメラマンになったのか、取材をしていく中で、特に印象に残ったマララ・ユスフザイさんと出会ったときのエピソードなどをお話いただきました。話の内容以外にも渡部さんは話し方が特徴的で、踊るように話すといえますか、ジェスチャーが多

かったことも印象的でした。

(高橋次長)

教育長からもお話がありましたようにジェスチャーが多いことはかなり印象的でした。様々な国の戦場を渡っていく上で重要なコミュニケーション手段なのだろうと感じました。また、子供に対して深い愛情をもっている方で、戦争が起きると最も被害、影響を受けるのはより弱い立場の子どもであったり、女性であったりする、そういった人こそ大事にしていかななくてはならないという思いも伝わってきました。8月ということで、平和について考える月でもありますので、会議に参加されている方たちもそういう思いを強くされたことと思います。

(根本委員)

対象は教員だけだったのでしょうか。

(高橋次長)

教員のほか保護者、お子さんを連れてきている方もおりました。

(根本委員)

ありがとうございます。

(佐々木教育長)

他にご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(松尾委員)

8月3日に開催された定期監査前期講評とありますが、どなたから講評をいただいたものなのかということと、28日に定例教頭会議が厚田学園で行なわれているようですが、厚田学園でやるような特別な設えがあったのでしょうか。

(蛭谷部長)

定期監査講評についてですが、こちらは前期、後期の半年サイクルで監査が行われております。今回は令和5年度の前期監査を終えて、代表監査員の方から今回の監査結果、改善すべき点についての指摘、それから各部長が指摘を踏まえて、対策や取組内容を申し上げるという形になっております。

教育委員会事務局でも何点かご指摘をいただいております、その中のいくつか申し上げますと、講座などの参加料をいただいたときの現金を速やかに市の歳入として処理しなくてはならないところを失念していたり、学校開放の使

料金を徴収する際に納付書を発行するのですが、発行に際しては20日以内に納付期限を設定しなくてはならない決まりがあるところ、20日を超えて納付期限が設定されていたことや支出事務については、決裁権者の区分が間違っているという指摘を頂きました。

(高橋次長)

教頭会議の開催については、厚田、浜益に勤めている教頭先生は会議の度、時間をかけて移動しなくてはならないということもありますので、少しでも負担が偏りすぎないように配慮をする面もありますし、石狩地区の先生は、なかなか厚田、浜益地域を直接見る機会も少ないことから、こういった機会を利用して地域の良さに触れるという考えもあるというように伺っています。

(松尾委員)

わかりました。ありがとうございます。

(佐々木教育長)

他にご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(鈴木委員)

21日の市議会建設文教常任委員会なのですけれども、場所が給食センター他となっているのですが、何か視察などがあったのでしょうか。

(東課長)

建設文教常任委員により教育委員会と建設部局の視察が実施されました。初めに給食センターで給食の試食、DVD視聴など施設の案内を受けました。その後、花川南中学校の改修工事が2年目ということで現地の外壁工事の様子と改修したトイレをご覧いただき、併せて1年生と2年生の一人一台端末を用いた授業もご覧いただきました。教育に関わる部分がここまででして、その後委員たちは花川通の延伸工事の視察に向かわれました。

(鈴木委員)

わかりました。ありがとうございます。

(佐々木教育長)

他にご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

【意見・質問なし】

(佐々木教育長)

他にないようでございますので、教育長報告について了承をいただきました。以上で日程第3教育長報告を終了いたします。

日程第4 協議事項

(佐々木教育長)

次に日程第4協議事項を議題とします。協議事項のうち②につきましては石狩市教育委員会会議規則第15条第1項第8号不服申し立てに関することに該当いたしますので、非公開案件として後ほど審議したいと考えますが、ご異議ありませんか。

【異議なし】

(佐々木教育長)

ご異議なしと認め、非公開案件とすることを決定いたしました。

協議事項①「令和5年度教育委員会の点検・評価について」、事務局から説明をお願いします。

(東課長)

私から協議事項①令和5年度教育委員会の点検・評価について、令和4年度実施分ということでお話をさせていただきます。

点検評価報告書につきましては、本年6月に第1案をお示しし、7月の勉強会などでご指摘いただいた内容を踏まえて、本日修正案をお示ししております。

修正の内容ですが、本編の5頁から6頁に(3)教育委員会会議以外の活動状況を追加したほか、お手元に配布の資料「R4年度分教育委員会の点検・評価報告書(原案)」教育委員からの指摘・意見・質問に対する対応については記載のとおりとなっております。

これらの資料は事前に送付させていただいておりますので、個別の修正内容につきましては、説明を割愛させていただきます。

修正案について、委員の皆さまから、さらにご意見などありましたらお受けしたいと存じます。

なお、今後のスケジュールですが、本日の会議において本案をご了解いただけましたら、10月の外部評価委員会の開催に向けて、日程調整などの諸準備を進

めたいと考えております。

私からは以上です。

(佐々木教育長)

ただいま説明のありました教育委員会の点検評価ですが、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

【意見・質問なし】

(佐々木教育長)

ないようでございますので、協議事項①は原案どおり了承ということによりましょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長)

ご異議なしと認め、協議事項①「令和5年度教育委員会の点検・評価について」は了承いたします。

以上で日程第4協議事項を終了いたします。

日程第5 報告事項

(佐々木教育長)

次に日程第5報告事項を議題とします。報告事項①「石狩市公民館樽川分館の廃止に係るパブリックコメントの実施について」、事務局から説明をお願いします。

(齊藤課長)

私から、パブリックコメント「石狩市公民館樽川分館を廃止することについて」説明させていただきます。資料の1頁をご覧ください。まず、意見の募集期間がありますが、令和5年9月1日(金)から9月30日(土)までで、意見の検討結果の公表は、10月中を予定しております。

続きまして、資料の2ページをご覧ください。パブリックコメントの原案をご説明いたします。石狩市公民館樽川分館は、生涯学習施設の拠点として利用されてきましたが、築50年が経過し、老朽化が進んでいることから、令和5年度末をもって廃止し、その機能を石狩市公民館本館、学び交流センターに集約するこ

とを検討しています。

石狩市公共施設等総合管理計画におきましても、老朽化が激しく、安全性にも問題があるため、令和5年度までは機能を保持し、令和6年度以降はその方向性を検討することになっております。

廃止後は、樽川分館を利用されている社会教育関係団体などの方々には、その活動の代替場所として、学び交流センターを利用させていただきます。樽川町内会などの会合は、ふれあいの杜子ども館を利用できるようにする予定で、関係所管と準備を進めております。

2頁の中段からは、樽川分館と学び交流センターの概要、そして、3頁と4頁には、それぞれの施設の平面図を、5頁には樽川分館の写真を記載しております。

私からは以上です。

(佐々木教育長)

ただいま、事務局から説明のありましたこのことについて、ご意見、ご質問等あればお願いします。

(松尾委員)

樽川分館を廃止するということですがけれども、施設や敷地は今後どのような取扱いになるのでしょうか。

(齊藤課長)

もし廃止となった場合には、安全性の問題もありますので施設は速やかに解体をする予定でございます。敷地はそのままとなります。

(松尾委員)

わかりました。ありがとうございます。

(佐々木教育長)

他にご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(根本委員)

これまで樽川分館を利用していた団体の数は把握していませんので、それが学び交流センターに移動した際に受け止めきれぬのかという心配しております。利用時の駐車場などの問題はないのでしょうか。

(齊藤課長)

樽川分館を一番多く利用している団体は、はるにれの里でございます。その他の社会教育関係団体などは、令和4年度に利用している団体は5団体となっております。それらの社会教育関係団体などの利用回数は多くなく、学び交流センターで十分に活動できると考えております。また、はるにれの里は、樽川分館を検診で利用していましたが、分館廃止に伴い、別な検診場所も検討しております。また、検診の一部は学び交流センターで実施することで相談も受けております。現在調整中です。

駐車場につきましては、利用団体の規模的には1度の利用で10人程度になりますので、駐車場が利用できないということもないと考えております。

(根本委員)

ありがとうございます。

庁舎傍の旧公民館本館が廃止となり、今回樽川分館が廃止となるのですが、先ほど松尾委員からもご質問があった跡地の活用についてはどのように考えているのでしょうか。

(佐々木教育長)

旧公民館の跡地利用ということで文化協会からご要望も頂いているところですが、まだ市として具体的な活用方法を打ち出すに至っていない状況であります。雑草が生い茂って見栄えが良くないというご意見があるのであれば、まずはそういった現実的な管理をしながら、活用方法を市として考えていくことになると思います。樽川分館につきましては、市街化調整区域に建っていますことから活用の仕方については制限を受けてしまうこととなりますので、そういうことも含めてこれから検討していかなくてはならないと考えております。

(佐々木教育長)

他にご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

【意見・質問なし】

(佐々木教育長)

それでは私から一つ質問ですが、パブリックコメントの結果というのは教育委員会会議ではこういった形で説明があるのでしょうか。

(齊藤課長)

10月中旬に意見が集約されますので、その結果を報告いたします。加えて審

議会で出された意見などにつきましても公表いたします。最終的に樽川分館が廃止となりましたら、併せて条例も廃止となりますので、条例の議案についても教育委員会会議に諮ることとなります。

(佐々木教育長)

以上で報告事項①については了解ということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長)

ご異議なしと認め、報告事項①について了解いたしました。以上で日程第5報告事項を終了いたします。

日程第6 その他

(佐々木教育長)

次に日程第6その他を議題としますが、委員の皆さんから何かありますでしょうか。

では、事務局からはいかがでしょう。

【発言なし】

(佐々木教育長)

ないようでございますので、以上でその他を終了いたします。

日程第7 次回定例会の開催日程

(佐々木教育長)

次に日程第7次回会議の開催についてを議題といたします。次回は、9月26日、火曜日午後1時からの開催予定してございますので、よろしく願いいたします。

閉会宣言

(佐々木教育長)

以上をもって、8月定例会の公開案件はすべて終了いたしました。引き続き審

議を行う非公開案件に係る説明員以外の方につきましては退出願います。

【非公開案件の審議等】

閉会宣言

(佐々木教育長)

以上をもって、8月定例会の案件はすべて終了いたしました。これをもって、令和5年度教育委員会会議8月定例会を閉会いたします。

閉会14時36分

【非公開案件の審議等の結果】

協議事項② 令和5年度就学援助費受給否認処分について再審査を求める審査請求について【争点整理と裁決方針】

原案どおり了承した。(質疑等省略)

会議録署名

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和5年3月29日

教育長 佐々木 隆哉

署名委員 松尾 拓也